

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月11日
【会社名】	株式会社プレミアムウォーターホールディングス
【英訳名】	Premium Water Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金本 彰彦
【本店の所在の場所】	山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の最寄りの連絡場所で行っております。)
【電話番号】	(03)6864 0980
【事務連絡者氏名】	取締役経営統括本部長 清水 利昭
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前一丁目23番26号
【電話番号】	(03)6864 0982
【事務連絡者氏名】	取締役経営統括本部長 清水 利昭
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	B種種類株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 28,250,876,610円 (注) 株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出日現在の見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
B種種類株式	9,046,070株	(注) 2に記載のとおりです。

(注) 1. 本有価証券届出書によるB種種類株式の募集(以下「本第三者割当」といい、本第三者割当により発行されるB種種類株式を「本種類株式」といいます。)は、2025年12月11日開催の当社取締役会決議によってあります。なお、本第三者割当は、()当社と株式会社光通信(以下「割当予定先」といいます。)との間で総数引受契約が適法に締結され、かつ、有効に存続していること、()金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、()2026年1月23日開催予定の当社臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)及び、同日開催予定の当社普通株主による種類株主総会(これらを総称して「本臨時株主総会等」といいます。)において、B種種類株式に関する規定の新設等を内容とする定款一部変更の議案が承認され、本臨時株主総会において、本種類株式発行に係る議案、資本金及び資本準備金の額の減少に係る議案、並びに特定の株主からの自己株式の取得に係る議案が承認され、資本金及び資本準備金の額の減少に関し、会社法第449条に定める債権者の異議申述期間が、当社の債権者からの異議なく満了していることを条件としています。

2. 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、本臨時株主総会等にて、B種種類株式についての定めを定款に追加する予定です。B種種類株式の内容は次のとおりです。

(1) 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主(以下「B種種類株主」という。)またはB種種類株式の登録株式質権者(以下「B種登録株式質権者」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者と同順位で、B種種類株式1株につき、普通株主または普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき配当する剰余金の額の1倍(普通株式またはB種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金額(計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、1円未満の端数は切り捨てる。)の剰余金の配当をする。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産(その種類を問わない。以下同じ。)を分配するときは、B種種類株主またはB種登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者と同順位にて、B種種類株式1株につき、普通株式1株と同順位かつ普通株式1株につき分配する残余財産の額の1倍(普通株式またはB種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金額(計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、1円未満の端数は切り捨てる。)の残余財産の分配を行う。

(3) 普通株式を対価とする取得請求権

B種種類株主は、法令の定める範囲内において、当社に対し、当社の普通株式の交付と引換えに、B種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、かかる請求があった場合、当社は、取得するB種種類株式の1倍(普通株式またはB種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の数(計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、1株未満の端数は切り捨てる。)の普通株式をB種種類株主に交付する。

(4) 取得条項

該当事項なし

(5) 議決権

B種種類株主は株主総会においてB種種類株式100株につき1個の議決権を有し、100株未満については議決権を有しない。

当社の単元株式数は、普通株式について100株である。

(6) 株式の譲渡制限

B種種類株式の譲渡による取得については、当社の承認を受けなければならない。

(7) 種類株主総会

当社は、普通株式及びB種種類株式について、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない。ただし、同項第1号に規定する定款の変更(単元株式数についてのものを除く。)を行う場合は、この限りでない。

3. 当社は、普通株式と異なる種類の株式としてA種優先株式を発行しております。

A種優先株式には、普通株式の交付と引換えに、その全部又は一部を取得する取得条項が付されています。また、1株につき年2,000,000円の優先配当を受ける権利を有するとともに、普通株式に先立って残余財産の分配を受ける権利を有すること、株式の分割・併合の対象外であること、議決には取締役会の承認を要することが内容に含まれます。なお、単元株式数については、普通株式は100株、A種優先株式は1株、B種種類株式は100株であり、A種優先株主は株主総会において議決権を有しておりません。

また、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に定める場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨が定められています。これらの条項は、A種優先株式が優先配当及び残余財産の分配を受ける権利を有し、経営支配権に影響及ぼさない設計とすることにより、資本政策上の安定性を確保する目的によるものです。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	9,046,070株	28,250,876,610	14,125,438,305
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	9,046,070株	28,250,876,610	14,125,438,305

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、本種類株式が、1株当たり2025年12月11日（発行決議日）の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所終値である3,470円を仮値として算定した見込額であり、上記発行株式数に3,123円を乗じた金額として算出してあります。実際の発行価額の総額は、本臨時株主総会の前日である2026年1月22日の東証終値（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）に対して10%割引した金額（当該終値の90%に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げた額）に発行する株式の総数を乗じて得た額といたします。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であり、上記2と同様の仮定に基づく見込額です。実際の資本組入額の総額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 2026年3月6日（予定）を効力発生日として、本第三者割当により増加した後の資本金の額及び資本準備金の額を減少してその他資本剰余金に振り替えることを本臨時株主総会において決議する予定です。

5. 本種類株式について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

通常、第三者割当による株式の発行においては、発行決議日に発行価額その他の条件を同時に決定いたします。しかし、本種類株式の発行にあたっては、本臨時株主総会の前日終値を基準として発行価額を決定する方式を採用しております。

当社は、株式会社光通信が保有する普通株式の全部を自己株式として取得し、その代替として、未上場のB種種類株式を発行する予定です。そのため自己株式の取得価格である本臨時株主総会の前日の終値の90%を基準として種類株式の割当条件とする予定です。

本種類株式の最終的な発行条件は、上記条件決定日に改めて開示いたします。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
3,123	1,561.50	9,046,070株	2026年3月6日	-	2026年3月6日

- (注) 1. 発行価格は、本種類株式が、1株当たり2025年12月11日（発行決議日）の直前取引における当社普通株式の東京証券取引所終値である3,470円を仮値として算定した見込額です。実際の発行価格は、本臨時株主総会の前日である2026年1月22日の当社普通株式の東証終値（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）に対して10%を割引した金額（当該終値の90%に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げた額）といたします。
2. 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であり、本種類株式が、1株当たり2025年12月11日（発行決議日）の直前取引における当社普通株式の東京証券取引所終値である3,470円を仮値として算定した見込額です。
実際の資本組入額は、上記1に記載の最終的な発行価格に基づき、会社法の規定に従い決定いたします。
3. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
4. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期間に下記払込取扱場所へ発行価格（会社法上の払込金額）の総額を払い込むものとします。
5. 申込期間中に、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社プレミアムウォーターホールディングス 本店	東京都渋谷区神宮前一丁目23番26号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 五反田支店	東京都品川区西五反田1丁目27-2

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
28,250,876,610	113,600,000	28,137,276,610

- (注) 1. 上記の払込金額の総額は、本種類株式が、1株当たり2025年12月11日（発行決議日）の直前取引における当社普通株式の東京証券取引所終値である3,470円を仮値として算定した見込額です。実際の払込金額の総額は、本臨時株主総会の前日である2026年1月22日の東証終値（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）に対して10%を割引した金額（当該終値の90%に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げた額）に発行する株式の総数を乗じて得た額といたします。
2. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用、有価証券届出書作成費用、株主総会開催費用、弁護士費用等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当により調達する差引手取概算額28,137,276,610円の使途については、当社が実施する、割当予定先が所有する当社株式の自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)に係る資金(2026年3月取得予定)に充当することを予定しております。

(注) 1. 上記の差引手取概算額は、本種類株式が、1株当たり2025年12月11日(発行決議日)の直前取引における当社普通株式の東京証券取引所終値である3,470円を仮値として算定した見込額に基づいて算出しております。実際の手取概算額は、本臨時株主総会の前日である2026年1月22日の東証終値(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額)に対して10%を割引した金額(当該終値の90%に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げた額)である発行価額に基づき確定いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	株式会社光通信
本店の所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 第38期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月30日 関東財務局長に提出 (半期報告書) 第39期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月11日 関東財務局長に提出

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	9,046,070株
人事関係	当社取締役のうち1名、当社監査等委員である取締役のうち1名は、割当予定先在籍者であります。	
資金関係	当社は割当予定先より債務保証を受けております。	
技術又は取引先等の関係	該当事項はありません。	

(3) 割当予定先の選定理由

当社は、東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。スタンダード市場における上場会社は、流通株式数(2,000単位以上)、流通株式時価総額(10億円以上)に加え、流通株式比率が25%以上という上場維持基準を満たさなければなりません。

しかしながら、2025年9月末現在において、株式会社光通信及び同社の関係会社（以下「光通信グループ」といいます。）の当社普通株式の保有割合は約69.5%（株式会社光通信が30.51%、株式会社光通信の100%子会社である株式会社HCMAアルファが38.98%）と高く、当社の流通株式比率は約19%にとどまっており、上場維持基準を充足しておりません。そのため、上場廃止のリスクを回避し、投資家からの信頼を確保するには、流通株式比率を引き上げる資本政策の実行が不可欠であると認識しております。

当社は、株式会社光通信が保有する普通株式の全部となる9,046,070株を自己株式として取得及び消却し、その代替として、未上場のB種種類株式を発行することで、流通株式比率を引き上げる予定です。

また、当社は、光通信グループとの関係を維持しつつ、流通株式比率の改善を図りたいと考えております。

このため、発行予定の種類株式には、普通株式と同等の議決権及び経済的権利を付与し、光通信グループの議決権比率を維持しながら、上場会社としての要件である流通株式比率25%以上の充足を目指します。

自己株式の取得価格及び種類株式の割当条件については、自己株式として取得される普通株式と、第三者割当によって発行される種類株式が同数かつ同等の権利内容であり、上場・非上場の区別のみが異なることから、同額での自己株式取得及び第三者割当を行うことにより、少数株主の権利が損なわれることはないものと判断しております。

(4) 割り当てようとする株式の数

B種種類株式 9,046,070株

(5) 株券等の保有方針

割当予定先からは、現時点においては、本第三者割当により割り当てるB種種類株式及びその取得請求権の行使により取得する予定の当社普通株式を中長期的に保有する意向であることを確認しております。

(6) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先は、本第三者割当の払込みに要する資金を、手元現預金により賄うことを予定しているとのことです。当社は、割当予定先である株式会社光通信の第38期有価証券報告書における2025年3月31日時点の貸借対照表により、同社が本第三者割当の払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産（現金・預金：10,352百万円、流動資産計：334,788百万円）を保有していることを確認しております。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社光通信は、国内においては東京証券取引所に上場しており、同社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日：2025年6月30日)において、「反社会的組織や暴力団に関する心得及び行動基本方針」を定め、グループ全体として企業対象暴力に対する認識と対応フローを統一することを目的として、「企業対象暴力（反社会的団体）対応マニュアル」を作成し、社内ホームページ等に掲載し、社内での周知徹底を図っております。

さらに当社は、割当予定先の担当者とのヒアリング内容も踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要します。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途」に記載のとおり、本第三者割当の払込金額は、当社が実施する、本自己株式取得に係る資金に充当することを予定しております。

本第三者割当の払込金額は上記の手続に係る必要資金額に基づいて算出してあり、かかる発行条件は合理的であると考えております。

なお、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ることから、その払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本第三者割当の実施は、本臨時株主総会にて本第三者割当に係る議案の承認が得られることを条件としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

上記「第1 募集要項 1. 新規発行株式 (注2) 5. 議決権」に記載のとおり、B種種類株式の発行要項において、B種種類株主は、100株につき1個の議決権を有する旨を定めております。

本第三者割当に係るB種種類株式数は9,046,070株（議決権数は90,460個）となり、当社の総議決権数296,458個（2025年9月30日時点）に占める割合は30.51%となります。これは、当社が本第三者割当増資直後に当該割当予定先が所有する当社普通株式を自己株式として取得する際の自己株式の議決権の個数と同数であり、かかる発行数量は合理的であり、株式の希薄化はないものと考えております。

なお、上記「1. 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当及び本自己株式取得後の割当予定先の議決権比率は30.51%となり、本第三者割当増資及び本自己株式取得の前後で変更はありません。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により発行する株式数は、9,046,070株となり、2025年9月30日現在の発行済株式総数29,968,819株（議決権数296,458個）に対して、合計30.18%（議決権ベース30.51%）の希薄化率であります。したがって、希薄化率が25%以上であることから、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当します。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社HCMAアルファ	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	11,557,850	38.99%	11,557,850	38.99%
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	9,046,070	30.51%	-	-
株式会社日本カスト ディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	2,684,100	9.05%	2,684,100	9.05%
萩尾陽平	東京都港区	1,204,400	4.06%	1,204,400	4.06%
金本彰彦	兵庫県西宮市	473,350	1.60%	473,350	1.60%
今泉貴広	東京都港区	368,560	1.24%	368,560	1.24%
木下政弘	大阪府堺市	328,810	1.11%	328,810	1.11%
プレミアムウォーター ホールディングス従業 員持株会	東京都渋谷区神宮前1丁目23-26	255,790	0.86%	255,790	0.86%
日本テクノロジーベン チャーパートナーズア イ六号投資事業有限責 任組合	東京都世田谷区等々力4丁目1-1	222,100	0.75%	222,100	0.75%
三木谷浩史	東京都港区	172,700	0.58%	172,700	0.58%
計		26,313,730	88.76%	17,267,660	58.25%

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年9月30日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。
2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年9月30日現在の総議決権数296,458個に基づき、自己株式の取得(9,046,070株)の効力が発生することを仮定して記載しております。
3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。

(2) B種種類株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	-	-	9,046,070	30.51%
計		-	-	9,046,070	30.51%

6 【大規模な第三者割当の必要性】

- a 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容
(大規模な第三者割当を行うこととした理由)

当社が本第三者割当増資を行う目的につきましては、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由」に記載したとおり、2025年3月末現在において、当社の流通株式比率は約19%にとどまっており、上場維持基準を充足しておりません。

そのため、当社は、株式会社光通信が保有する普通株式の全部となる9,046,070株を自己株式として取得及び消却し、その代替として、未上場のB種種類株式を発行することで、流通株式比率を引き上げる予定です。

(既存株主への影響についての取締役会の判断の内容)

上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資により発行する株式数は、9,046,070株となり、2025年9月30日現在の発行済株式総数29,968,819株（議決権数296,827個）に対して、合計30.18%（議決権ベース30.51%）の希薄化率であります。したがって、希薄化率が25%以上であることから、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当します。

しかしながら、当社は、大規模な希薄化を伴うとしても、前記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、上場廃止のリスクを回避し、投資家からの信頼を確保するには、流通株式比率を引き上げる資本政策の実行が不可欠であると認識しております。

また、当社は、株式会社光通信が保有する普通株式の全部となる9,046,070株を自己株式として取得し、その代替として、未上場のB種種類株式を発行する予定であり、自己株式の取得価格及び種類株式の割当条件については、自己株式として取得される普通株式と、第三者割当によって発行される種類株式が同数かつ同等の権利内容であり、上場・非上場の区別のみが異なることから、同額での自己株式取得及び第三者割当を行うことにより、既存株主の権利が損なわれることはないものと判断しております。

- b 企業行動規範の遵守について

上述のとおり、本第三者割当に係る希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

また本第三者割当の割当予定先は、当社の親会社（支配株主）である株式会社光通信であり、また当社が取得する自己株式は、株式会社光通信が保有する当社株式の全部です。これら第三者割当による種類株式の発行と自己株式の取得に係る一連の取引は、当社の支配株主との取引に該当し有価証券上場規程第441条の2の規定に基づき、当該支配株主からの独立性を有する者による意見の入手が必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、当該支配株主からの独立性を有する阿部・井窪・片山法律事務所（弁護士 須崎利泰）から、「本件取引は、少数株主にとって不利益なものでないと認められる。」旨の意見書を入手するとともに、本臨時株主総会の決議による株主の意思確認を経ることといたしました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

資本金の増減について

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第19期)に記載された資本金について、当該有価証券報告書基準日後(2025年6月26日提出)、本有価証券届出書提出日(2025年12月11日)までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年4月1日～12月11日	114,200	29,969,819	124,939	4,819,404	124,939	4,028,904
計	114,200	29,969,819	124,939	4,819,404	124,939	4,028,904

(注) 新株予約権の行使等による増加であります。

自己株式の取得について

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第19期)に記載された自己株式について、当該有価証券報告書基準日後(2025年6月26日提出)、本有価証券届出書提出日(2025年12月11日)までの間において、次のとおり自己株式の取得が発生しております。

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

(2) [取締役会決議による取得の状況]

(2025年12月11日現在)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年5月19日)の決議状況 (取得期間)2025年5月20日～2025年12月30日	166,700	500,000,000
取得自己株式(累計) 2025年4月1日～12月11日	156,100	499,945,100
自己株式取得の進捗状況(%)	93.64	99.99

2 [処理状況]

該当事項はありません。

3 [保有状況] (2025年12月11日現在)

区分	株式数(株)
発行済株式総数	29,969,819
保有自己株式数	322,992

(注) 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度にかかる有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度にかかる半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2025年12月11日）までの間に生じた重大な変更はありません。

なお、当該有価証券報告書等において記載している「水源に関するリスク（自社水源）」につきましては、その後、富士吉田工場の営業許可が更新されたことにより、記載時点に比して不確実性は一定程度低減しております。しかしながら、当該リスクは、事業運営における継続的な遵法体制の維持状況や今後の更新手続の結果等により引き続き顕在化する可能性があることから、本有価証券届出書提出日（2025年12月11日）現在において、当該記載内容を修正する必要はないものと判断しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2025年12月11日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2025年12月11日）までの間ににおいて、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2025年6月26日提出)

1 [提出理由]

当社は、2025年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、萩尾陽平、金本彰彦、今泉貴広、長野成晃、武井道雄、清水利昭、谷口政一郎、和田英明、村口和孝及び川原夏子を選任する。

第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役として、加藤次夫、柴田亮、高橋邦美、内田正之及び有田道生を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件
並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 及び賛成 (反対)割合 (%)
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件					
萩尾 陽平	278,304	441	0		可決 99.81
金本 彰彦	278,341	404	0		可決 99.82
今泉 貴広	278,630	115	0		可決 99.92
長野 成晃	278,588	157	0		可決 99.91
武井 道雄	278,628	117	0	(注)	可決 99.92
清水 利昭	278,610	135	0		可決 99.92
谷口 政一郎	278,622	123	0		可決 99.92
和田 英明	278,605	140	0		可決 99.92
村口 和孝	278,621	124	0		可決 99.92
川原 夏子	278,615	130	0		可決 99.92
第2号議案 監査等委員である取締役 5名選任の件					
加藤 次夫	278,613	139	0		可決 99.92
柴田 亮	278,624	128	0		可決 99.92
高橋 邦美	278,614	138	0	(注)	可決 99.92
内田 正之	278,628	124	0		可決 99.92
有田 道生	278,630	122	0		可決 99.92

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことに
より、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確
認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度 (第19期)	自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日	2025年 6月26日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第19期)	自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日	2025年 7月28日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第20期中)	自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日	2025年11月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A 4 - 1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月25日

株式会社プレミアムウォーターホールディングス
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 山 本 公 太
業務執行社員

指定社員 公認会計士 畑 村 国 明
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プレミアムウォーターホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社プレミアムウォーターホールディングス及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

宅配水サービス契約におけるIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用上の契約コストに係る重要な判断及び見積り（注記26. 売上収益）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記26に記載のとおり、当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上されている資産化された契約コストは12,847百万円であり、総資産112,076百万円に占める割合は11.5%である。</p> <p>経営者は宅配水サービス契約にIFRS第15号を適用する際に、資産化された契約コスト（主に顧客獲得時に発生する代理店等への手数料）の償却期間として用いる宅配水サービスの予想提供期間について、主要顧客の契約実績を基礎として見積りを行っている。予想提供期間の見積りは経営者の判断を伴う重要な仮定により影響を受けるものであり、不確実性が高く、また年間の費用計上額に影響があるため重要である。</p> <p>当監査法人は、宅配水サービス契約におけるIFRS第15号の適用に伴う契約コストに係る経営者の判断及び見積りの影響が大きいことから、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、宅配水サービス契約におけるIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用上の契約コストに係る重要な判断及び見積りの適切性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 契約コストの計上に係る内部統制を理解した。 (2) 契約コストの集計範囲が妥当であることを検証するための次の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・当期に新たな契約条件に係る販売手数料が発生した場合について、宅配水サービス契約毎の契約条件の分析や契約書の閲覧、契約コスト管理表との照合 ・既存の契約条件に係る販売手数料について、契約条件等に変更が生じていないことを販売管理課担当者に質問 (3) 宅配水サービスの予想提供期間の見積りに含まれる主要な仮定の合理性を評価するための次の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・主要顧客の契約プラン毎の解約実績率表を検討し、将来の解約数の見積りに使用されている解約率との整合性を検証 ・解約実績率表及び将来の解約数の見積りに使用されている解約率について計算の正確性の検証 ・解約を抑止し、将来の解約率を上昇させないための施策について、経営者に対する質問及び関連資料の閲覧 (4) 宅配水サービスの予想提供期間の見積りに含まれる主要な仮定を変動させた場合の、見積りに与える影響の検討を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・予想提供期間について複数の見積期間を設定し、会社の選択した予想提供期間と比較

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社プレミアムウォーターホールディングスの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社プレミアムウォーターホールディングスが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年 6月25日

株式会社プレミアムウォーターホールディングス
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 山 本 公 太
業務執行社員

指定社員 公認会計士 畑 村 国 明
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プレミアムウォーターホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プレミアムウォーターホールディングスの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

DREAMBEER株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社プレミアムウォーターホールディングスの損益計算書の関係会社株式評価損1,125百万円は、株式会社DREAMBEER（以下、DB社）にかかる株式評価損である。</p> <p>市場価格のない株式等に該当する関係会社株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化又は超過収益力の毀損により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、関係会社株式評価損の計上が必要となる。</p> <p>会社は、DB社にかかる関係会社株式の評価を検討するに当たり、超過収益力を反映した実質価額が著しく低下しており、かつ、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられないと判断したため、関係会社株式評価損を計上している。</p> <p>超過収益力を反映した実質価額の評価の見積りには経営者が作成した事業計画が用いられており、当該事業計画の作成に当たっては、過去の実績及び現在の経営環境を踏まえた経営者による重要な判断及び見積りを伴い、かつ、見積り期間が長期にわたるため、不確実性が高いと考えられる。</p> <p>以上より、当監査法人はDB社に係る関係会社株式の評価の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社DREAMBEER（以下、DB社）にかかる関係会社株式の評価に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 関係会社株式の評価に係る内部統制を理解した。</p> <p>(2) 前事業年度のDB社にかかる関係会社株式の評価に使用された事業計画と当事業年度の実績との比較分析を実施した。</p> <p>(3) 事業計画について、過去の実績および現在の経営環境を踏まえた実現可能性についてDB社の経営者と協議するとともに、その妥当性を検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月10日

株式会社プレミアムウォーターホールディングス
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 公 太

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 道 明

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社プレミアムウォーターホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社プレミアムウォーターホールディングス及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。